



**令和2年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金**

**廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業
(全般)**

公募説明資料

**令和2年5月
一般社団法人 温室効果ガス審査協会
ASSET事業運営センター**

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（1/3）

2030年度において、温室効果ガスを2013年度比26.0%減との中期目標に向けて、分野を問わずCO2排出量削減を着実に実行する必要があります。削減目標達成には、未利用資源や再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素型社会の実現を図ることが必要です。そのために本事業は、次の4つの事業を対象としています。

- I 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
(社会SI事業)
- II 低炭素型の融雪設備導入支援事業(融雪事業)
- III 地域熱供給促進支援事業(熱供給事業)
- IV 営農型等再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業(営農型事業)

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（2/3）

I 社会SI事業(社会SI)

地域の未利用又は効果的に活用されていない熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象として、具体的な事業化に必要な経費の一部を支援。

II 融雪事業(融雪)

地中熱、地下水熱(散水方式、地下水還元方式を除く)、温泉熱や下水排熱等、またはバイオマスのみを熱源とする融雪のために使用できる設備を導入するのに必要な経費の一部を支援。

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（3/3）

III 熱供給事業（熱供給）

地域熱供給事業において、コスト効率的な地域熱供給を実現するための高効率型電動熱源機の導入に必要な経費の一部を支援。

IV 営農型事業（営農）

再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する農山漁村において、適切な生産活動の継続を前提とし、再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組について、設備導入に係る費用の一部を補助することにより、他地域への波及効果の高い事例を形成する事業の経費を支援。



一般共通事項（目次）

1. 補助金の応募をされる皆様へ
2. 事業内容
 - ・対象事業の基本的要件
 - ・応募者・代表事業者・共同事業者
 - ・補助対象となる経費について
 - ・補助事業期間
3. 補助金の交付方法等
4. 応募方法等
5. 留意事項等

1. 補助金の応募をされる皆様へ (公募要領p.2)

1. **虚偽の内容を記載・提出**した場合等は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
2. **交付決定通知前の発注・支出**は交付対象になりません。
3. 補助事業の実施中または完了後に、必要に応じて**現地調査**等を行います。
4. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産を、当該財産の**処分制限期間内に処分**しようとするときは、事前に協会の承認を受けなければなりません。
5. **不正行為**に対しては、交付決定の解除と解除対象となった支払済みの**補助金の返還措置**があります。
6. 補助金に係る**不正行為**に対しては、法律に**刑事罰**等を課す旨規定されています。
7. **「暴力団排除に関する誓約書」の誓約**が必要です。

2. 事業内容 (1) 対象事業の基本的要件

(公募要領:社会SI、融雪、熱利用p.5、営農p.6)

- ① 低炭素化に効果的な**規制等対策強化の検討**に資すること。
- ② 補助対象を的確に遂行するのに必要な**費用の経理的基礎**を有すること。
- ③ 補助事業を行うための**実績・能力・実施体制**を有すること。
- ④ 公募要領「別紙1」に示す**暴力団排除**に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑤ 公募要領「別紙2」に示す**個人情報のお取り扱い**について同意できる者であること。
- ⑥ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。(固定価格買取制度による売電を行われないものであることを含む)

2. 事業内容 (2) 応募者・代表事業者・共同事業者 (交付規程 第3条)

<応募者>

補助事業に参画する**全ての事業者が各事業の「補助金の交付を申請できる者」に該当すること。**

<代表事業者・共同事業者>

- 代表事業者・・・補助事業の全部又は一部を自ら行い、
かつ**補助事業により財産を取得する者**
- 共同事業者・・・代表事業者と共同で事業を実施する
事業者

2. 事業内容 (2) 応募者・代表事業者・共同事業者 (公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.6～p.11、営農p.7～p.9)

- 注1 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- 注2 応募手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可



ファイナンスリースを利用する場合

- ※ **代表事業者はファイナンスリース事業者**
- ※ リース料から補助金相当額が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類(リース契約書、リース料計算書等)の提出が必要

2. 事業内容 (3) 補助対象となる経費について (交付規程 p.8~15)

- ① 交付決定日から令和3年2月28日までの経費が対象
- ② 当該年度の事業実施期間に行われる補助事業に係る経費が対象であり、かつ当該期間までに支払いが完了するもの
 - 補助対象経費の詳細は交付規程 別表第1を参照のこと。
 - 交付規程 別表第2に従って、【様式1別紙2】の経費内訳の資料を提出すること。
- ③ 既存設備の撤去・移設費・廃却費、公官庁への申請、届出費用、本補助金への応募・申請経費等については補助の対象外

2. 事業内容 (4) 補助事業期間

交付決定日(事業開始日)から事業を開始し、遅くとも
令和3年2月28日までに事業を完了すること。

複数年度にわたる事業の場合は、原則**2年度以内**とし、**全工程を含めた実施スケジュール**とし、**年度ごとに工事を切り分けて事業を実施する**。ただし、**次年度以降の補助金を約束するものではない**。



事業の完了日は、補助事業の工事完了後に施工業者に補助事業に要した経費の**支払が完了した日**。

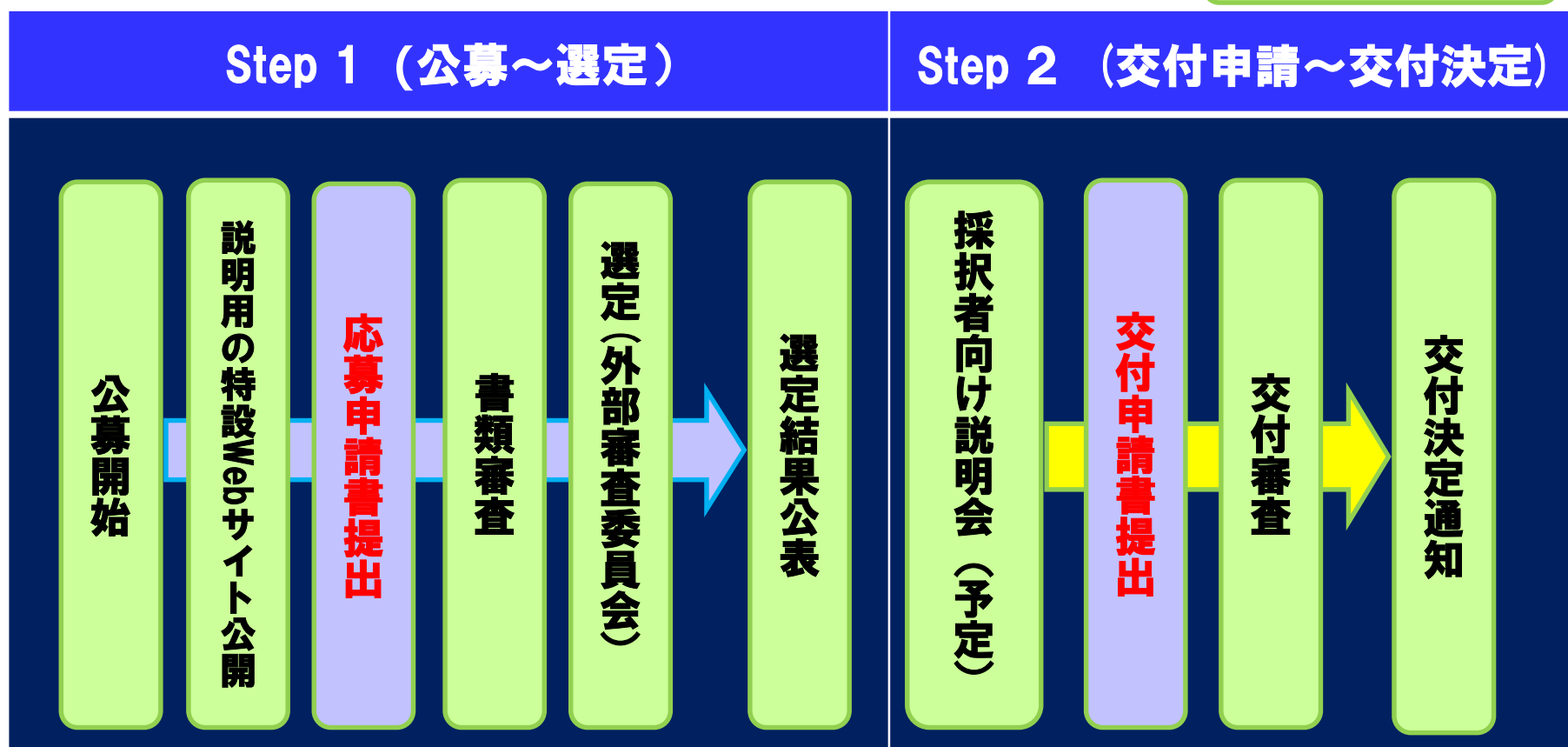
ただし、補助事業者に対して、補助事業に要した**経費の請求**がなされた場合を含む。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とするが、補助事業者は補助金を受領した日から**2週間以内**に領収書を協会に提出することが必要。

3. 補助金の交付方法等 (1) 全体の流れ-1

応募者が実施

(主要手続き-1)

GAJが実施



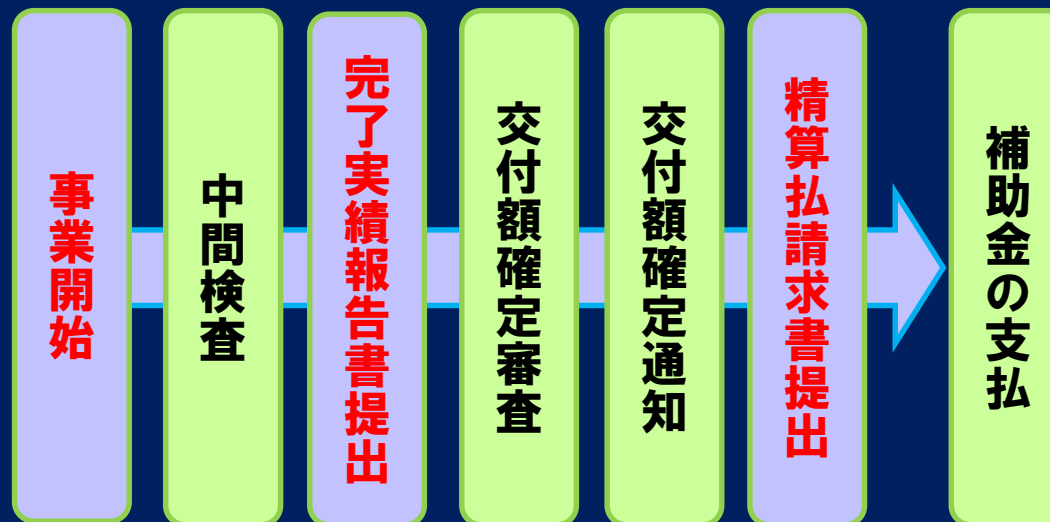
3. 補助金の交付方法等 (2) 全体の流れ-2

応募者が実施

(主要手続き-2)

GAJが実施

事業Step 3 (事業開始～補助金の支払)



3. 補助金の交付方法等 (3) 事業完了後

応募者が実施

事業完了後

① 様式第16 事業報告書の提出

初回

事業完了日～
令和4年3月31日までの
成果をまとめて事業
報告書を令和4年4月
30日までに提出

2回

令和4年4月1日～
令和5年3月31日までの
成果をまとめて事業
報告書を令和5年4月
30日までに提出

3回

令和5年4月1日～
令和6年3月31日までの
成果をまとめて事業
報告書を令和6年4月
30日までに提出

② 帳簿、全ての証拠書類等は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておく必要があります。



※2年度に渡る事業の場合は、**2年度目の事業完了日以降**とする。
※事業報告書は、**環境大臣宛**に提出する。

3. 補助金の交付方法等 (4) 補助事業者の選定方法

(公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.13~p.14、営農p.9~p10)

- ① **一般公募**を行い選定する。
- ② 実施計画書等をもとに、協会において**書類審査**を行う。
- ③ 書類審査を通過した申請に関して、その後**審査委員会**において、補助対象事業の二酸化炭素削減に係る費用対効果や他の自治体・事業者等への波及効果等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、**補助事業費の範囲内で補助事業の選定**を行う。



審査結果に対するご意見には対応致しかねます。審査結果から、付帯条件あるいは申請された計画の変更を求めることもありますので、ご了承ください。

3.補助金の交付方法等 (5) 交付申請

(公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.15、営農p.10)

- ① 補助事業の選定をされた事業者に、7月下旬に採択の内示を行い、採択者に対する説明会を開催する(予定)。
- ② 採択者には補助金の**交付申請書**を提出して頂く。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、**事業実施期間に行われる事業**で、かつ**当該期間中に支払が完了**するものとなる。

3. 補助金の交付方法等 (6) 交付決定

(公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.15~p.16、営農p.10~p.11)

③ 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて**交付の決定**を行う。


ア 補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。

イ 補助対象経費には国からの他の補助金の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

④ 当該年度の**補助事業が完了(支払いが完了)**したときは、**完了後30日以内又は令和3年3月10日**のいずれか早い日までに、協会へ「**完了実績報告書**」を提出する。

3.補助金の交付方法等(7)事業完了

- ⑤ **事業の完了日**は経費の請求がなされた日とすることもできる。
 - ⑥ 完了実績報告書に基づく書類審査及び**必要により現地確定検査**を行う。
 - ⑦ 協会から補助金の交付額確定通知書を発行。
 - ⑧ 補助事業者は、交付額確定通知書に基づいて**精算払請求書**を提出。
 - ⑨ 協会は精算払請求書を受領後、補助金を交付する。
-  **交付規程 第8条、第10条、第11条、第12条をご確認ください。**

4. 応募方法等 (1) 応募書類

- ① 提出が必要となる書類は、**様式1の2ページ目以降に記載するとおり。**
- ② 応募書類のうち、**様式1、別紙1、及び別紙2**は必ず協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成すること。
- ③ **応募は1施設単位**で行うこと。ただし、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画(同一または隣接・近隣区画)にある施設を、まとめて申請することは可。
- ④ **(融雪)**については、**同一法人(法人番号)**での申請は**1申請**とすること。

4. 応募方法等 (2) 公募期間

【公募期間】

令和2年5月19日(火)から6月24日(水) 15:00 必着

- ※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。
- ※ 持込は受理できません。
- ※ 公募の結果、予算に余裕があれば2次公募を実施する場合があります。

4. 応募方法等 (3) 提出方法

- ① 提出書類は封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び申請する事業に合わせて次の事業名を**朱記書き**で明記のこと。

令和2年度 (社会SI)

令和2年度 (融雪)

令和2年度 (熱供給)

令和2年度 (営農)

- ② 提出先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル7階

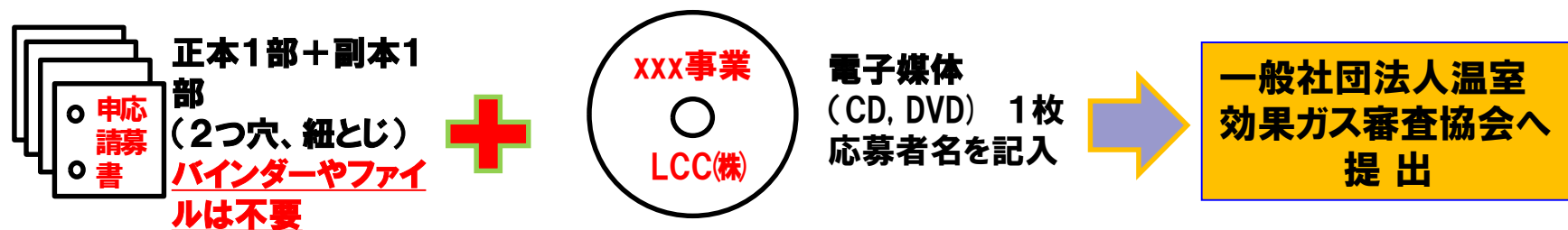
4. 応募方法等 (4) 応募に必要な書類

【公募締切】**令和2年6月24日(水)15:00必着**

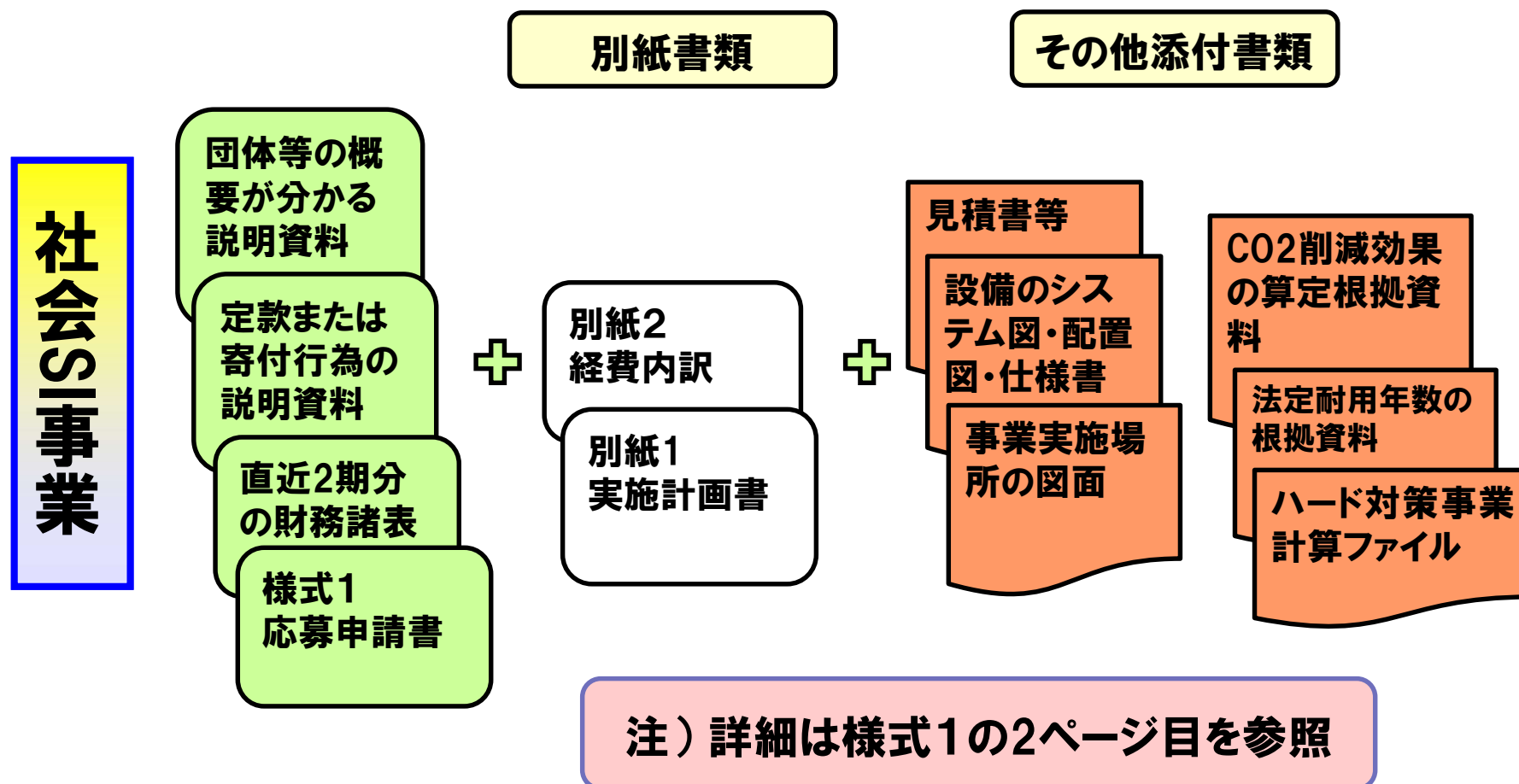
【提出方法】簡易書留等配達記録の残る方法(持参不可)

【応募に必要な書類】

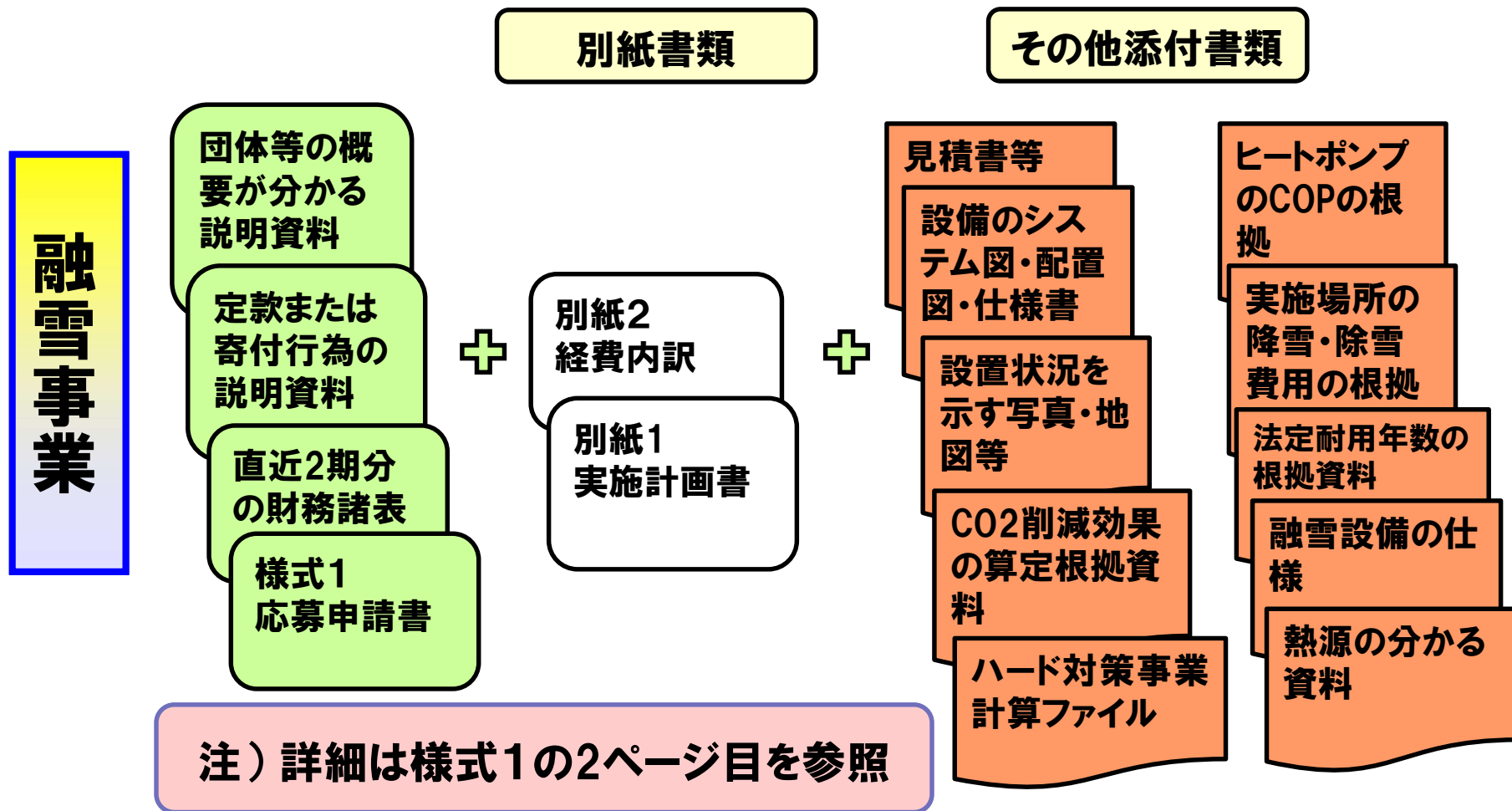
- ① 正本は様式1 + 別紙1 + 別紙2 + その他添付資料
- ② 副本は様式1 + 別紙1 + 別紙2
- ③ 電子媒体 (CD/DVD) には添付資料を含めた正本の内容をすべて収めて下さい。



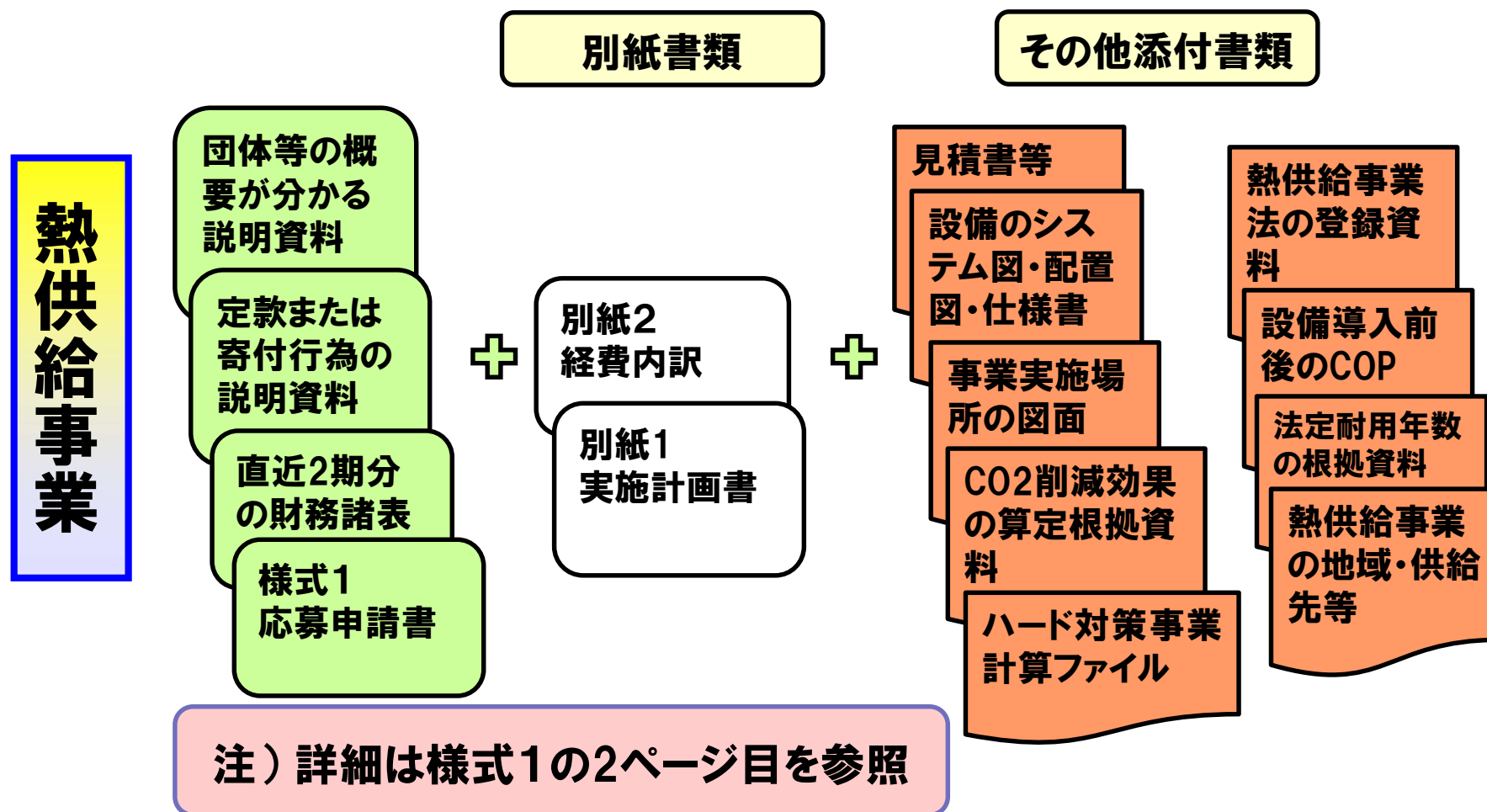
4. 応募方法等 (5) 社会SI事業 応募に必要な書類



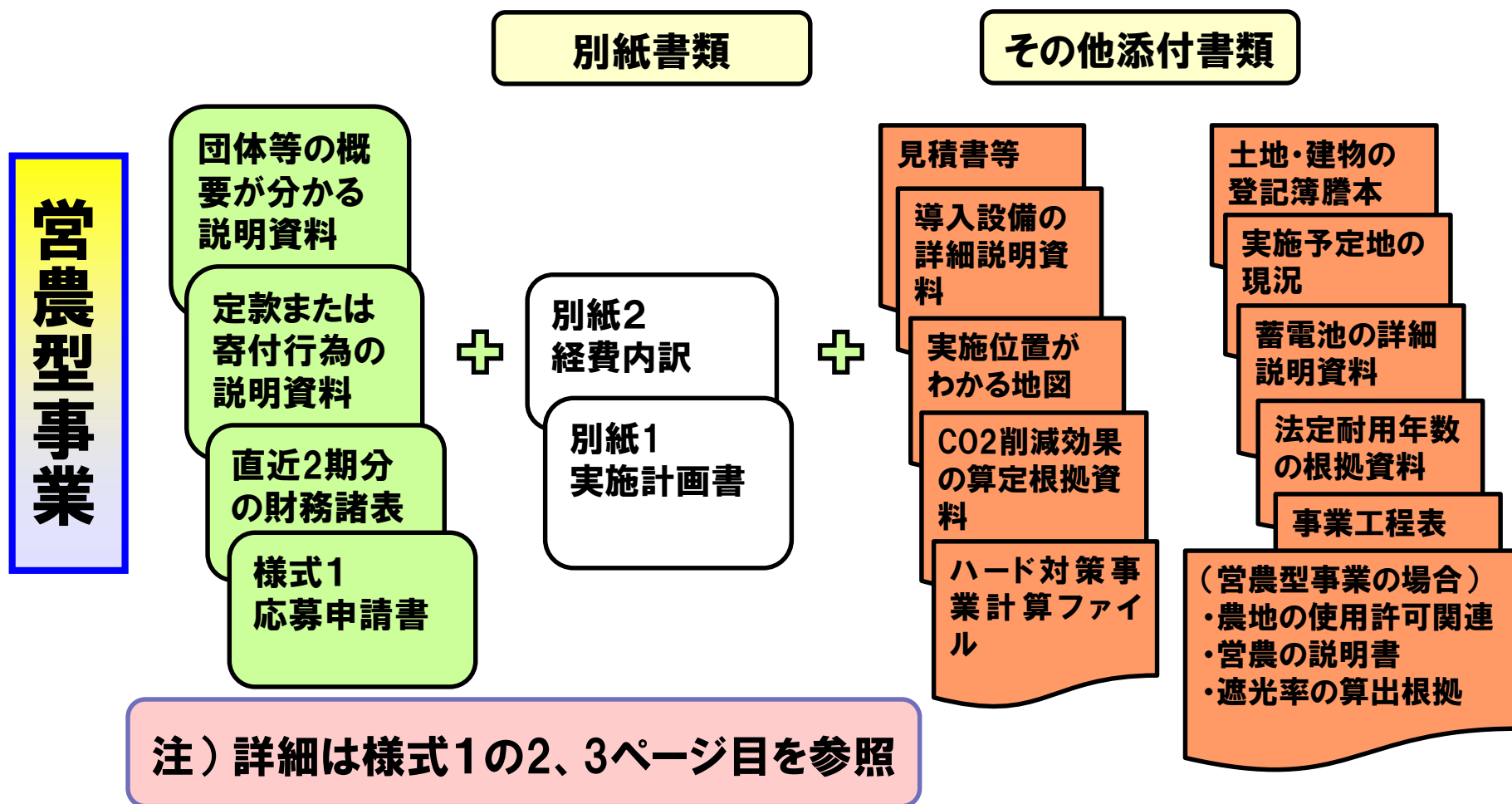
4. 応募方法等 (6) 融雪事業 応募に必要な書類



4. 応募方法等 (7) 熱供給事業 応募に必要な書類



4. 応募方法等 (8) 営農型事業 応募に必要な書類





4. 応募方法等 (9) 採択結果

【採択結果】

採択した案件については、事業者名・事業概要等を以下の協会ウェブサイト公表します。

URL: <https://www.gaj.or.jp/>

5. 留意事項 (1) 経理

(公募要領: 社会SI、融雪、熱供給p.19、営農p.13)

補助事業の経費に関する**帳簿**と全ての**証拠書類**(見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類)

- ※ **他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要がある。**
- ※ **補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要がある。**
- ※ **本補助事業による『CO2削減効果』について、環境省の実施する『検証評価事業』の対象になることがある。**

5. 留意事項 (2) 補助対象設備の財産管理

(交付規程 第8条)

- ① 補助事業の実施により取得した財産を処分しようとする場合は、**あらかじめ協会の承認が必要**。
- ② 補助事業の実施により取得した財産については**取得財産等管理台帳**を整備すること。
- ③ 法定耐用年数期間内に協会の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む)を行ってはならない。詳細は「**財産処分承認基準**」による。



原則は法定耐用年数期間内はご使用していただくこととなります。

5. 留意事項

(3) 自社調達を行う場合の利益等排除
(公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.19、営農p.13)

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、**原価（当該調達品の製造原価など※）**をもって補助対象経費に計上すること。

※ 製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料の提出して頂きます。

5. 留意事項

(4) 国庫補助金で取得した固定資産の圧縮額の損金算入

(公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.20、営農p.14)

当該補助金のうち固定資産の取得または改良に充てるために交付された部分は、国庫補助金等で取得した**固定資産等の圧縮額の損金算入**の規定の適用を受けることができる。

注) ただし、交付規程 別表第2の「区分」欄における事務費については、上記規定は適用されない。



手続きに関して不明な点は、所管の税務署等にご相談ください。

5. 留意事項 (5) 消費税の取り扱い

(公募要領:社会SI、融雪、熱供給p.20、営農p.14)

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では、消費税の取扱いが異なります（地方公共団体及び消費税を納める義務が免除される者以外の申請者については、消費税分は補助対象外です）。

5. 留意事項

(6) エネルギー消費量削減見込み量および
二酸化炭素削減見込み量の計算方法
(公募要領: 社会SI、融雪、熱供給p.20、営農p.14)

補助事業者は、事業の実施による**二酸化炭素排出削減量を把握**し、公募要領、交付規程および協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供していただきます。

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
ASSET事業運営センター
事業部
mry@gaj.or.jp

